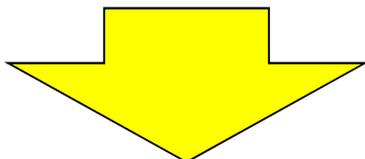


紛争予防条例との関係

紛争予防条例では建築物の建築について、以下のように規定されています。
(詳しい内容については関連リンク参照)

- ・紛争予防条例は、中高層建築物の建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときに、迅速かつ適正な解決を図るために定められた条例です。
- ・この条例では、中高層建築物の建築計画に関するの標識設置や、近隣関係住民への説明会の開催等を定めるとともに、紛争が生じた際のあっせん及び調停についても規定しています。
- ・中高層建築物とは、高さが10mを超える（第1種・第2種低層住居専用地域では軒高が7mを超える、または地階を除く階数が3以上）建築物を指します。
- ・建築主は中高層建築物を建築しようとする場合、事業に係る区域内の見やすい場所に標識を設置していただきます。
- ・標識設置の始期や期間は、建築しようとする建築物の延べ面積によって異なります。
(詳しくは紛争予防条例施行規則第5条参照)
- ・標識を設置したときは7日以内に区に届け出てください。
- ・紛争予防条例に規定する建築物を建築しようとする建築主は、近隣関係住民から申し出があった場合、事業についての説明会等を開催していただきます。



つまり、街づくり推進条例との関係は…

- ・建築物の高さが10m（軒高7m又は地上3階建）を超える場合で、延べ面積が3000㎡以下の場合
→紛争予防条例の規定に基づき、近隣関係住民に情報提供してください。
- ・建築物の高さが10m（軒高7m又は地上3階建）以下で、延べ面積が3000㎡を超える場合
→街づくり推進条例の規定に基づき、標識の設置等行ってください。
- ・建築物の高さが10m（軒高7m又は地上3階建）を超える場合で、延べ面積が3000㎡を超える場合
(街づくり推進条例、紛争予防条例の両方の要件を満たす場合)
→標識は紛争予防条例の規定に基づく標識を使用してください。街づくり推進条例に基づく標識は不要です。ただし標識の設置期間は、建築物の高さの如何を問わず、建築確認申請等を行おうとする90日前までに行ってください。また説明会や意見交換会はそれぞれの規定に基づき行っていただきます。